

別表第1(第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

現行			改正後		
別表第1(第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)			別表第1(第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)		
条例別表の作業	作業の内容	施設	条例別表の作業	作業の内容	施設
1から60まで 省略			1から60まで 省略		
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格B8201又はB8203に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が10m ² 以上であるもの又は <u>バーナー</u> の燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が10m ² 以上であるもの又は <u>バーナー</u> の燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)	61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格B8201又はB8203に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)
62 省略			62 省略		

現行			改正後				
63	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外のものにあつては、 <u>バーナー</u> の燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)	63	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外のものにあつては、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)
64 から 69 まで 省略			64 から 69 まで 省略				
備考 1 から 3 まで 省略			備考 1 から 3 まで 省略				